

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 ウイングル |
| (2) 法人所在地 | 愛知県一宮市萩原町朝宮字朝宮前3番地1 |
| (3) 電話番号 | 0586-69-2220 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 原 克行 |
| (5) 設立年月日 | 平成 13年 12月 12日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|----------------|--|
| (1) 事業所種類 | 指定通所介護及び指定介護予防通所介護又は第一号通所事業
岐阜県指定第 2170501767 号 |
| (2) 事業目的 | 指定通所介護及び指定介護予防通所介護又は第一号通所事業は、介護保険法令に従い、ご契約者がその有する能力に応じて、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する事を目的としてサービスの提供にあたります。 |
| (3) 事業所名称 | 株式会社 ウイングル アクティブいつき鶴沼西
(指定通所介護及び指定介護予防通所介護又は第一号通所事業) |
| (4) 事業所所在地 | 岐阜県各務原市鶴沼各務原町2丁目136番 |
| (5) 電話番号 | 058-322-5560 |
| (6) 管理者氏名 | 河合 研二 |
| (7) 運営方針 | 介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上のお世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立の解消及び心身の機能の維持を努めると共に利用者のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。 |
| (8) 開設年月日 | 平成 27年 8月 3日 |
| (9) 事業の実施地域 | 各務原市内 |
| (10) 提供日及び提供時間 | 提 供 日：月曜日～金曜日
(年末年始お休み：12月30日～1月3日)
提供時間：午前 9時 30分から午後 4時 40分 |
| (11) 利用定員 | 1単位 30名 |

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供する職員として、以下の種類の職員を配置しております。

(主な職員の配置状況)

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 管理者 | 1名 (常勤兼務1名) |
| 生活相談員 | 3名 (常勤兼務3名) |
| 看護師 | 3名 (非常勤専従2名 医療法人いつき会より業務委託による専従1名) |
| 機能訓練指導員 | 1名 (常勤専従1名) |
| 介護職員 | 6名 (常勤専従3名 常勤兼務2名 非常勤専従1名) |

従業者は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護又は第一号通所事業の提供に当たります。

(主な職員の勤務体制)

管理者	午前8時30分から午後5時30分
機能訓練指導員	午前8時30分から午後5時30分
生活相談員	午前8時30分から午後5時30分
介護職員	午前8時30分から午後5時30分
送迎職員	午前8時30分から午後5時30分
看護職員	午前9時00分から午後13時00分 午前9時00分から午後16時00分 提供時間内のうち1時間程度（利用者人数により変動あり）

4. 当事業所が提供するサービスと利用料

当事業所では、ご契約書に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険給付対象サービス・介護予防保険給付対象サービス

サービスの概要

①排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者（利用者）の身体能力を最大限活用した援助を行います。

②入浴

一人用浴槽・機械浴槽の中から、ご契約者（利用者）の状況に応じた適切な入浴をしていただきます。

③機能訓練

理学療法士または作業療法士または看護職員により、ご契約者の心身等の状態に応じて適切な訓練を実施します。

④送迎

ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

⑤その他自立への支援

教養、趣味、娯楽などの活動をしていただく機会を作るよう配慮します。

ご契約者及びそのご家族の介護等に関する相談や助言を行います。

(介護保険給付対象サービス)

介護保険事業所サービスの内容は次のとおりとし、介護保険事業所サービスを提供した場合の利用料の額は、それぞれ介護報酬の告示上の単位数に10円を乗じた額の1割又は2割とする。(※2015年8月1日以降、一定以上の所得がある方は利用料金が1割負担から2割負担となります。)

	単 位
要介護1	656単位/日
要介護2	775単位/日
要介護3	898単位/日
要介護4	1021単位/日
要介護5	1144単位/日
加算 □入浴加算	50単位/日
□介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数に4.0%を乗じた金額
□個別機能訓練加算 I	一日につき46単位

(介護予防及び第一号通所事業保険給付対象サービス)

介護保険事業所サービスの内容は次のとおりとし、介護保険事業所サービスを提供した場合の利用料の額は、それぞれ介護報酬の告示上の単位に10円を乗じた額の1割又は2割とする。(※2015年8月1日以降、一定以上の所得がある方は利用料金が1割負担から2割負担となります。)

	単 位
要支援1・事業対象者	1647単位/月
要支援2・事業対象者	3377単位/月
加算 □運動器機能向上加算	225単位/月
□介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数に4.0%を乗じた金額

(介護保険給付対象外サービス)

		自己負担額
食費 (おやつあり)		690円
行事費		実費相当額
ファイル代 (初回のみ)		350円
陶芸代	大	300円
	中	200円
	小	100円
コーヒー代		100円
オムツ代	尿取りパット	30円 (1枚)
	リハビリパンツM	85円 (1枚)
	リハビリパンツL	95円 (1枚)
	オムツM	100円 (1枚)

(上記のサービス利用料金の全額がご利用者の負担となります)

食 事： 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。

食事時間 12時00分より

オムツ代金：オムツを使用される方が、施設のオムツを使用した場合の費用です。

* ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い(償還払い)いただきます。事業対象者及び要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。また居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要とされる事項を記載した「サービス提供書」を交付させていただきます。

* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更いたします。

5. 利用料金のお支払い方法

1か月分のご利用料金を月末で締めさせて頂き、翌月の10日までにご請求書を発行し、27日に口

座振替にてご指定の口座から引き落としさせていただきます。(お引き落としさせていただきます金額を請求書により予めお知らせさせていただきます。)

6. 利用の中止、変更、追加

- * 利用予定日の前に、ご契約者の都合によりサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスを追加する事ができます。この場合サービス実施日の前日までに事業者にお申し出ください。
- * サービス利用の変更、追加のお申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者（利用者）の希望する期間にサービスの提供ができなくなった場合、他の利用可能日時をご契約者（利用者）に明示して協議いたします。

7. 苦情等申立等

窓 口	窓口担当者 ご利用時間 ご利用方法	生活相談員 月～金 午前8時30分から午後5時30分 電話 058-322-5560
岐阜県国民健康 保険団体連合会	所 在 地 窓 口 担 当 ご利用方法	岐阜県岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内 岐阜県国民健康保険団体 連合会4階 介護保険課苦情相談係 電話 058-275-9826 月～金 午前9時から午後5時
該当保険者	各務原市 所 在 地 窓 口 担 当 ご利用方法	岐阜県各務原市那加桜町1-69 市役所(庁舎2階) 高齢福祉課 電話 058-383-1779(直通) 月～金 午前9時00分～午後4時00分

8. 事故発生時の対応及び損害賠償について

- (1) 当事業所は、ご利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。
- (3) サービスの実施にあたって事業者の責任によりご利用者又はご家族に生じた損害については、速やかにその損害を賠償します。

9. サービス提供における業務者の義務

サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- (1) ご利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- (2) サービスの提供について、必要に応じてわかりやすく説明します。
- (3) ご利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を前提に、心身の状況に応じた通所サービス計画に基づく処遇を妥当適切に行い、常にその内容の見直しを行いません。
- (4) ご利用者の体調や健康状態に応じて必要な場合には、医師、看護師等と連携し、ご利用者に聴取、確認をします。
- (5) 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、

定期的に防災訓練を行ないます。

(6) 提供したサービスに関する記録を作成し、利用終了後 5 年間保管すると共に、ご利用者又はそのご家族等の請求に応じ、閲覧させ、複写物を交付します。

(7) サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はそのご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

ただし、緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の状況を提供させていただきます。

②当事業所は、当事業所の従業員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

③当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により頂きます。

10. 当事業所をご利用の際に留意していただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご使用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教活動 政治活動	事業所内で許可なく他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物の持ち込み	施設内へのペットの持ち込みはお断りします。
喫煙・飲酒	事業所内での喫煙・飲酒は禁止しております。
金品の授受	利用者同士の施設内での金品、物品の受け渡し及び、職員への金品、物品への贈答は禁止しております。